

令和3年1月15日

保護者の皆様

県立大磯高等学校長

国における緊急事態宣言に伴う本校の教育活動について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動について、ご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、この度、令和3年1月7日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を対象区域とする国の緊急事態宣言が発出されたことを受け、同法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について、知事から協力要請があったことから、県教育委員会では、次のとおり対応することとなりました。

**【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る基本的な対応】**

- 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。
- 生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。
- 朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、学校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- 今後、感染状況により、必要に応じて分散登校（オンラインを併用するとともに、土曜日を活用し週三日登校を基本）に移行できるように学校長は、カリキュラム等の検討を進める。
- 感染防止対策を講じて、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないようにする。
- 部活動については、校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ90分程度、週3回を上限）かつ感染リスクの高い活動は中止する。  
大会等への参加については、原則不可とし、全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、学校長は県教委と協議する。
- 修学旅行等については、延期または中止する。
- 入学者選抜については、感染防止対策を講じて、予定通り実施する。

本校においては、1月18日（月）から朝のHRは9時、授業開始は9時10分といたします。なお、朝学習は行いません。詳しくは、別紙をご覧ください。

これまで、生徒の皆さんや保護者の皆様には、通常とは異なる学校生活をお願いしてきたところですが、感染防止対策と学びの保障の両立について、ご理解いただき、引き続き、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、県立高校で感染が判明した生徒の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることから、ご家庭での感染予防にご協力くださいますよう、併せてお願いいたします。

なお、何か不安なことや、心配なことなどがございましたら、遠慮なく学校までご連絡ください。

問合せ先  
副校長 加来  
電話 (0463)61-2498 (直通)

## 緊急事態宣言に伴う本校における教育活動について

県から令和3年1月7日付けで「国における緊急事態宣言に伴う県立高等学校における教育活動について」の通知がありました。この通知を踏まえて、次の通り本校における今後の教育活動を実施いたしたいと存じます。

なお、発熱等の風邪様の症状や体調不良の場合、または感染に不安がある場合は、出席停止等の扱いとなりますので、登校せず自宅療養が本校まで連絡するよう引き続きお願いいたします。

## 1 感染防止対策の徹底について

- ア 多くの生徒が触れる可能性のある共用部分の消毒などをはじめとした、感染防止対策に引き続き取り組む。
- イ 登校時の生徒の健康観察の確認を徹底する。
- ウ 学校で生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでの間、校長は、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、教育委員会と協議し、臨時に学校の全部を休業とする。
- エ 放課後の活動等は最小限の範囲とし、下校時における公共交通機関の混雑をできるだけ避けることができるよう、生徒の完全下校時刻を前倒しして設定する。
- 学校教育を継続させるため、校内における感染拡大防止対策に関し、次の点について生徒への指導を徹底する。
  - ア 生徒自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・鼻と口を覆う正しいマスク着用・3密の回避）を実施するよう指導する。
  - イ 毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底すること。また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
  - ウ 冬季でも暖かい服装を心がけることや、換気の工夫等により、可能な限り常時換気に努める。
  - エ 特に共用する教材や器具等を使用した後は、石鹸による手洗いを徹底する。
  - オ 昼食時など、校内の食事場面における飛沫感染を防ぐため、対面で食事することを避け、食事中に会話をしない、会話をする場合は必ずマスクを着用することなどの感染防止対策を徹底する。また食べ物、飲み物を共有しない。
  - カ 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ず正しくマスクを着用し、会話を慎む。また、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅する。とりわけ、下校途中での飲食はしない。
- 県立高校で感染が判明した生徒の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることを踏まえ、各学校においては、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼する。

## 2 学習活動における留意事項について

- 緊急事態宣言期間中は、学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施する。
  - ア 授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを正しく着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保する。
  - イ 発表や意見交換を伴う活動は、ICT機器を活用することやワークシートに記入することなどにより、生徒同士の接触や近距離での対話をしないよう工夫する。
  - ウ 生徒が近距離で対面形式となるグループワーク等や近距離で一斉に大きな声で話す活動は行わない。ただし、近距離で対面とならない形で行う学習活動についてはこの限りではない。
  - エ 対面とはならない形でペアワーク等を行う場合は、ペア等を組む相手を固定する。
  - オ 授業における外部人材（会計年度任用職員、部活動インストラクター、ALTを除く）の活用は控える。

### 3 生徒の主体的な活動における留意事項について

- 生徒の主体的な活動の実施においても、感染防止対策を徹底するよう生徒を指導すること。
  - ア 生徒会活動の実施に当たっては、基本的な感染防止対策（マスク着用、換気、身体的距離の確保）を徹底するとともに、校内放送やICTの活用などの工夫を講じることも含めて指導する。
  - イ 部活動は、校内における平日の放課後のみの活動とし、実施に当たっては、1日当たり90分程度、週当たり3日を上限とする。感染防止対策を講じてもお感染リスクの高い活動は行わない。

### 4 学校行事の実施における留意事項について

- 学年・年次を超えて生徒を集合させる学校行事等は延期又は中止とすること。全校生徒を対象にした学校行事等を行う必要がある場合には、校内放送やICTを活用して教室で実施するなどの工夫を行う。
- 学年・年次単位以上の規模で、校外（敷地外）で実施する学校行事は実施せず、延期又は中止とする。
- 学年・年次の単位を超えない規模での学習成果発表会を校内で行うことは可能とする。実施に当たっては、ICTの活用を含め、感染防止対策を徹底する。

### 5 感染状況に不安を抱く生徒・保護者への配慮について

- 感染が拡大していることへの不安により、保護者から休ませたいと相談のあった生徒については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により生徒指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。
- 感染が拡大していることへの不安から登校を控える生徒に対しては、感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより登校できない生徒と同様、当該生徒の学びの保障に取り組む。

### 6 いじめ、偏見、差別等の防止について

- 生徒の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底する。

### 7 PTA活動について

- PTA活動については、PTA役員等とよく話し合っ、必要最小限の活動に留めること。また活動する場合は、感染防止対策を十分に講じて行う。

## 8 日課表

HR	9 : 00	～	9 : 05
1校時	9 : 10	～	9 : 50
2校時	10 : 00	～	10 : 40
3校時	10 : 50	～	11 : 30
4校時	11 : 40	～	12 : 20
昼休み	12 : 20	～	13 : 05
5校時	13 : 05	～	13 : 45
6校時	13 : 55	～	14 : 35
HR	14 : 35	～	14 : 40
完全下校	17 : 00		